

随意契約の状況

所管： 商工観光労政課

執行： 令和2年4月28日

| 件名 | 契約の概要 | 契約期間 | 契約の相手方 | 契約金額(円) (税抜) |
|---|---|-----------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 八雲町経済対策総合窓口業務委託 | 八雲町経済対策総合窓口を開設し、新型コロナウイルスの影響による各種経済対策に関する相談業務を行う。 | 令和2年4月30日 ～ 令和2年6月30日 | 八雲商工会 会長 服部雅彦 二海郡八雲町本町110-1 | 510,000円 |
| 随意契約とした理由 | | | | |
| <p>当該業者は、八雲町にある商工会として、町内の各事業者と日常的に相談業務を行っていること、新型コロナウイルス感染症の影響による各種経済政策の内容について熟知していること、経済対策総合窓口の開設会場となる「はぴあ八雲」と同じ施設内に事務所があることから、本件業務を上記業者に委託することで、他の業者に委託するよりも業務を確実に円滑に実行することが期待できる。したがって競争入札に付することが不利と認められる。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）</p> <p>よって八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、当該業者より見積書を徴した結果、予算の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p> | | | | |